

諮問番号：令和２年度諮問第１８号
答申番号：令和２年度答申第２７号

答 申 書

第１ 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年１１月１４日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人の主張の要旨

- （１）審査請求人が徐々に交際相手宅で泊まることが多くなっていったことからすれば、同人の居住事實は、処分庁の所管区域内の自宅と交際相手宅の２つにまたがっていたのは事實である。しかし、このような場合には、本人の主観的意思を勘案しなければならないが、審査請求人の主観的意図としては、あくまでも処分庁の所管区域内の自宅が生活の本拠であった。したがって、本件において審査請求人の「居住地」が処分庁の所管区域内の自宅にあった以上、居住実態がないことを理由になされた本件保護廃止決定は違法である。
- （２）処分庁は、本件保護廃止決定は法第２６条を根拠法文として適用したものと弁明するが、審査請求人の具体的な収入額が何ら明らかでないのに単なる憶測をもって法第２６条を適用して保護を廃止することは明らかに違法である。

２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第３ 審理員意見書の要旨

１ 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２ 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、法第29条に基づくライフラインの使用状況調査の結果や、審査請求人の行動確認調査の結果、審査請求人の居住実態が処分庁の所管区域内になく、処分庁の所管区域外にあることを把握したことから、本件処分を行ったことが認められる。

一方、審査請求人は、平成29年4月以降、交際相手宅に泊まることが増えていたものの、転居の準備等のために処分庁の所管区域内の自宅に戻った上で宿泊することもあり、また、家賃の支払いも行っていったことから、主観的意思として、処分庁の所管区域内の自宅に居住実態があった旨を主張する。

(2) しかし、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の第2の(1)によると、居住地とは、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいうことからすると、処分庁の所管区域内の住居におけるライフラインの使用状況は、平成29年4月以降、電気及び水道の使用量がこれまで審査請求人及び審査請求人の長男（以下「長男」という。）が日常生活を営む上で必要としていた量と比べて極めて少なく、さらに、ガスについては、同年7月以降、ほとんど用いられていない。

また、処分庁による審査請求人の行動確認調査からすると、無作為に抽出した2日間の行動確認日において、両日とも処分庁の所管区域外の交際相手宅を拠点として行動していることから、平成29年4月6日以降、処分庁の所管区域内の住居には審査請求人の生計の本拠としての居住事實は認められず、また、交際相手宅に居住実態があるとした処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

(3) 審査請求人と処分庁の主張には相違があるものの、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第2及び問答集第2の(1)のとおり、居住地保護の実施責任は、要保護者の居住事實の継続性・期待性がある住居のある場所を所管する保護の実施機関が負うこととなっていることから、処分庁の所管区域内の住居に居住事實がない以上、処分庁が居住地保護を継続することは妥当ではなく、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の問12の答に照らし、本件処分の前々月の初日をもって保護を廃止した処分庁の判断は、違法又は不当とは認められない。

(4) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年	9月16日	諮問書の受領
令和2年	9月17日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：10月5日 口頭意見陳述申立期限：10月5日
令和2年	9月29日	審査請求人の主張書面（令和2年9月25日付け） を受領
令和2年	10月1日	第1回審議
令和2年	10月6日	大阪府行政不服審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和2年10月23日付け〇〇第1402号の2。以下「処分庁回答書」という。）
令和2年	10月29日	第2回審議
令和2年	11月2日	審査請求人の主張書面（令和2年10月29日付け） を受領
令和2年	11月11日	審査請求人の主張書面（令和2年11月9日付け） を受領
令和2年	11月19日	第3回審議
令和2年	12月11日	審査庁の主張書面（令和2年12月11日付け社援第2591号。以下「審査庁主張書面」という。） を受領
令和2年	12月17日	第4回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第7条は、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。（後略）」と定めている。
- (2) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定め、同項第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」とし、同項第2号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。
- (3) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつ

たときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」と定めている。

- (4) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (5) 法第28条第1項は、「保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施（中略）のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ（中略）ることができる。」と定めている。また、同条第5項は、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し（中略）（た）ときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と定めている。
- (6) 法第29条の2は、「この章の規定による処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。」と定めている。
- (7) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と定めている。また、同条第3項は、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と、同条第4項は、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」と定めている。
- (8) 次官通知の第2は、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。」と記している。
- (9) 課長通知の第10の問12の答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらるたい。」とし、保護を廃止すべき場合として、「(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由

が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。」と記している。

(10) 問答集の第2の(1)は、「居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護という居住地とは、生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。(後略)」と記している。

(11) 行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成13年10月11日付けで、処分庁は、審査請求人及び長男について、法による保護を開始した。

(2) 平成29年4月12日のケース記録票には、「訪問(主)〔審査請求人〕不在 応答なし。不在メモを投函しておく。」との記載がある。

(3) 平成29年4月17日のケース記録票には、「(主)よりT e l 不在メモを見て連絡したと。26日(水)14時~訪問の約束をする。」との記載がある。

(4) 平成29年4月26日のケース記録票には、「訪問(主)在宅(長男)不在」との記載がある。

(5) 平成29年7月13日のケース記録票には、「訪問(主)在宅〔原文のまま〕不在メモを投函しておく。」との記載がある。

(6) 平成29年7月21日のケース記録票には、「(主)よりT e l 担当CW不在につき、〇〇CW〔ケースワーカー〕対応 7/28(金)の午後に訪

問に来てほしいと。」との記載がある。

(7) 平成29年7月28日のケース記録票には、「訪問（主）在宅（長男）出かけているとのことで面談できず。」との記載がある。

(8) 平成29年8月29日付けで処分庁の作成した「適正化ダイヤル受付票」には、同年8月25日に処分庁に通報があり、近所の人の話では、「長男は昨年末に〇〇〇〇?へ転居しており」ほぼ帰宅していないとのことであり、また審査請求人もほぼ帰宅しておらず連絡がとれないとの内容であったため、審査請求人及び長男の実際の居住地の調査を開始したことが記載されている。

(9) 処分庁が審査請求人の行動確認状況を記録した書面には、処分庁が、平成29年9月1日及び同月11日に審査請求人の行動確認調査を実施したことが記載されている。

(10) 平成29年9月1日のケース記録票には、長男の就労状況報告書を受領したこと、同報告書には、就労先として〇〇〇〇、会社の所在地として〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と記載されていたこと、長男の口座に関して法第29条調査を実施することとしたことが記載されている。

(11) 平成29年9月22日のケース記録票には、処分庁職員が審査請求人に対して、審査請求人の居住実態について事実確認を行ったこと、自宅の水道メーターが4月以降「0」であったこと、〇〇の交際相手宅から自転車で出勤し、退勤後はまた交際相手宅へ入っていく姿を複数回確認していることを説明したことが記載されている。

これに対して、審査請求人は、自宅に居住実態が無いというのは誤りである、4月以降自宅の電気・水道・ガスの使用量が減少したのは洗濯機と冷蔵庫が故障したことが原因である、交際相手宅への転居の準備等で週のうち数日程度は交際相手宅に宿泊したことはあると主張する。

(12) 平成29年9月22日のケース記録票には、審査請求人が、長男の居住実態について、自宅に住んでいると思っていた、仕事をしているかわからない、自宅に置いていた食料で何とかしていると思っていた、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇や、9月末には自宅を出て友人とルームシェアすること以上のことは知らないと説明したことが記載されている。また、同月25日のケース記録票には、審査請求人が、長男は4月以降、長男の交際相手の家との行き来が頻繁になったが自宅で生活していた、仕事も〇〇〇〇以外では全くしていなかったと主張したことが記載されている。

これに対して、審査請求人は、少なくとも平成29年4月頃までは確実に居住していたことは電気・水道・ガスの使用量がほぼ例年並みであったことにより証明できる、同年9月に就労を始め同月内に転居するまでは不在がちになり主に長男の交際相手宅で宿泊する日が増えたが、自宅に全く居住して

いなかったとは言えない、4月以降自宅の電気・水道・ガスの使用量が減少した原因は前記(11)のとおりであるから長男の居住実態がなかったことの証明にはならないと主張する。

(13) 平成29年9月29日に処分庁が受領した〇〇〇水道事業管理者からの回答書には、審査請求人の水道使用量として次の記載がある。

検針日	水量
平成28年12月3日	19
平成29年 2月3日	16
平成29年 4月5日	14
平成29年 6月3日	0
平成29年 8月3日	0

(14) 平成29年10月3日のケース記録票には、法第29条調査の結果、長男の〇〇〇〇〇〇の口座から同年5月29日以降家賃の引き落としが確認されたため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社へ賃貸借契約の内容を調査すべく法第29条調査を実施することとしたことが記載されている。

(15) 平成29年10月6日のケース記録票には、審査請求人から、長男が10月5日に〇〇〇に転入届を提出したと報告を受けたことが記載されている。

(16) 平成29年10月10日のケース記録票には、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社から、〇〇〇〇〇〇株式会社に照会するよう回答があったこと、同月11日のケース記録票には、長男の賃貸借契約内容を調査するため〇〇〇〇〇〇株式会社に法第29条調査を実施することとしたことが記載されている。

(17) 平成29年10月25日に処分庁が受領した電力会社からの回答書には、審査請求人の電気使用量として次の記載がある。

使用年月	使用量
平成29年1月	571 kWh
平成29年2月	455 kWh
平成29年3月	411 kWh
平成29年4月	14 kWh
平成29年5月	14 kWh
平成29年6月	8 kWh
平成29年7月	7 kWh
平成29年8月	27 kWh
平成29年9月	13 kWh

(18) 平成29年10月25日に処分庁が受領したガス会社からの回答書には、審査請求人のガス使用量として次の記載がある。

月度	使用量
平成29年1月	7.6
平成29年2月	4.7
平成29年3月	5.6
平成29年4月	0.0 (未検針)
平成29年5月	0.0 (未検針)
平成29年6月	4.2
平成29年7月	0.0
平成29年8月	0.0
平成29年9月	0.0

- (19) 平成29年11月1日のケース記録票には、〇〇〇〇〇〇株式会社から電話があり、書面や電話での情報公開を行っておらず来所してほしいとの回答があったことが記載されている。
- (20) 平成29年11月8日に開催したケース診断会議診断票には、診断結果として、「4月以降居住実態がないと認め、9/1付で保護を廃止する。」との記載がある。
- (21) 平成29年11月14日付けで、処分庁は、審査請求人に対して本件処分を行った。本件処分に係る生活保護決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）には、「生活保護法による保護を次のとおり廃止したので通知します。」「3 廃止する時期 平成29年9月1日」「4 廃止・停止の理由 電気・ガス・水道の使用状況、実地調査等の結果、平成29年4月6日以降世帯主及び長男の居住実態が無く、保護を要しなくなったものと判断しました。厚生労働省社会・援護局保護課長問答第10の12の答2に基づき、平成29年9月1日付で保護廃止とし、平成29年4月6日以降にかかった保護費については別途徴収を求めるものとします。」との記載がある。
- (22) 平成30年2月14日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 保護廃止の根拠条項

ア 本件処分の根拠条項として、処分庁は、本件決定通知書の廃止・停止の理由の中では厚生労働省社会・援護局保護課長通知の第10の問12の答2に基づくと示している。その後、本件審査請求に係る再弁明書では法第26条を根拠条項として適用したと述べる。

これに対して、審査請求人は、法第26条は、要保護性が消失した場合の保護の廃止を規定するものであるから、当該被保護世帯の収入が当該被保護世帯の最低生活費を現実に上回り要保護性が確実に消失した具体的根拠事実について、必ず保護の実施機関によって調査、確認された結果によらな

ければならず、本件においては、具体的な収入額が何ら明らかでないのに単なる憶測をもって法第26条を適用して保護を廃止することは違法であり、適用すべき条項を誤っていると主張する。また、仮に、処分庁が主張しており、処分庁の所管区域内において審査請求人の居住事実が喪失した事実が認められるとしても、法第26条を根拠として保護を廃止した点には、明らかに法令の選択・適用を誤った違法が認められると主張する。

イ 法第19条は、法第1条において国が必要な保護を行うことを規定した上で、保護の具体的な決定、実施の権限を都道府県、市長及び福祉事務所を管理する町村長とすること、並びに要保護者の居住地又は現在地により保護の実施機関が原則的に定められることを規定したものであって、保護の実施機関の所管区域内に居住地又は現在地を有しない者の保護を廃止する根拠であるとは直ちに解されない。ただし、被保護者がその管理に属する保護の実施機関の所管区域を離れ、別の保護の実施機関の所管区域に居住地を定めた場合には、法第19条第1項によれば、前者の機関は当該被保護者について保護を決定、実施する権限がなくなることから保護を廃止し、この者がなお要保護状態にある場合は後者の機関が新たに保護を開始する保護実施責任を負うものと解される。

ウ 法は、保護の実施機関が保護を廃止することができる場合として、第26条、第28条第5項及び第62条第3項の3つの条項を明示している。他方で、被保護者が保護の実施機関の所管区域外に転出することによりその所管区域内における居住事実が喪失した場合、どの条項を適用して保護を廃止するのかについて法は明確に定めていない。これら3つの条項の文理に沿って解釈すると、第26条にいう「被保護者が保護を必要としなくなったとき」には、課長通知の第10の問12の答の2に記載された場合に限られず、保護の実施機関の所管区域内に被保護者の居住事実がない場合も該当すると解することが直ちに違法であると言うことはできない。ただし、こうした理由での保護廃止の場合には、同処分に係る理由の提示として明示する義務があると解される。

(2) 審査請求人世帯の居住実態

ア 処分庁は、電気・水道・ガスの使用状況調査の結果や、審査請求人の行動確認調査の結果、審査請求人の居住実態が処分庁の所管区域内になく、処分庁の所管区域外である交際相手宅にあることを把握したことから、本件処分を行った。

一方で、審査請求人は、平成29年4月以降、交際相手宅に泊まることが増えていたものの、転居の準備等のために処分庁の所管区域内の自宅に戻った上で宿泊することもあり、また、家賃の支払いも行っていったことから、主観的意思として処分庁の所管区域内の自宅に居住実態があった旨を主張す

る。

また、長男の居住実態について、処分庁は、平成29年9月25日に、「4月以降交際相手宅との行き来が頻繁になった」との、電話で審査請求人から担当ケースワーカーが聴取した内容、及び電気・水道・ガスの使用量調査の結果から、処分庁の所管区域内の自宅に居住しているとは言えないと主張する。

一方で、審査請求人は、長男が少なくとも平成29年4月頃までは確実に居住していたことは、電気・水道・ガスの使用量がほぼ例年並みであったことにより証明できる、同年9月に就労を始め同月内に転居するまでは不在がちになり主に長男の交際相手宅で宿泊する日が増えたが、自宅に全く居住していなかったとは言えない、4月以降自宅の電気・水道・ガスの使用量が減少した原因は、冷蔵庫と洗濯機が相次いで使用不能になった結果であり、居住実態がなかったことの証明にはならないと主張する。

イ 本件においては、処分庁の所管区域外にある交際相手宅と所管区域内の自宅のいずれに審査請求人の居住事実があるか、また自宅に長男の居住事実があるかが争点になっている。自宅における平成29年4月以降の電気・水道・ガスの使用量は、同年3月以前の使用量と比較して極めて少ないことが認められ、この事実からみて、自宅に審査請求人世帯の居住実態があると認定できず、それゆえ、審査請求人については交際相手宅に居住事実があると推認せざるを得ない。また、長男について、同様の事実からみて、自宅には居住事実がないと推認せざるを得ない。

そして、自宅の電気・水道・ガスの使用量が極めて少ない理由について、同年3月末頃から冷蔵庫と洗濯機が故障したという審査請求人の反論は、上記推認を覆すに至らない。

さらに、居住地の認定においては、客観的な居住の事実が主たる考慮要素になり、本人の主観的意思も補足的に考慮されるものの、本件では、自宅の電気・水道・ガスの使用量が極めて少ないという客観的事実により、自宅には審査請求人及び長男の居住実態がないと判断することが可能である。この点は、処分庁の管内の自宅で居住を継続する主観的意思があったという審査請求人の主張によっても左右されない。

以上のとおり、処分庁が、審査請求人世帯について、処分庁の所管区域内の自宅に居住実態が無いと判断したことについて、違法又は不当であるとまでは言えない。もっとも、事件記録及び処分庁回答書（審査庁主張書面に添付された令和2年12月7日付け処分庁の反論書も）からは、処分庁は、長男の居住事実が処分庁の所管区域外にあったことについて調査を尽くしていないことが認められる。

(3) 保護廃止にあたっての手續の適正について

ア 法第26条を根拠として保護を廃止する場合、法第29条の2の規定により行政手続法の規定が適用されないことから、聴聞や弁明の機会の付与を経ることなく保護を廃止することになるが、本件のように処分庁と審査請求人の間に事実関係につき争いがあり、かつ保護の廃止という重大な不利益処分を予定している場合には、審査請求人の権利保護を図る観点から、審査請求人に対して予定する処分の内容を明示した上で、聴聞の手續又は弁明の機会を付与するという適正手續が求められる。

イ さらに、本件では処分庁と審査請求人との間で居住事実について争いがあることから、法第27条第1項の規定により、審査請求人に対して自宅に居住事実があることを証明する証拠を提出するよう指導又は指示を行い、法第62条第4項の規定により弁明の機会を与えた上で、その弁明内容を踏まえて同条第3項の規定による保護の不利益変更を検討することが望まれていたといえる。

ウ 処分庁は、適正化ダイヤルへの通報をもとに審査請求人に対して行動確認調査を行い、その調査結果により交際相手宅に帰宅していることを複数回確認の上、審査請求人に問いただし、その後、電気・水道・ガスの使用状況を確認して居住実態がないと判断している。これに対して審査請求人は、平成29年9月22日に処分庁から呼び出され、行動確認調査の結果を示され、突然の追及に驚き何も反論することができなかったと主張する。

このような経緯に鑑みると、処分庁は、審査請求人に秘してその行動を調査するよりも、審査請求人の在宅を約して家庭訪問する等の調査を行う手立てを講じるなど、審査請求人との信頼関係を維持しながら、審査請求人世帯の居住実態や生活状況を確認することが求められたということができ、本件処分に至るまでの過程において審査請求人世帯の居住実態等について十分に調査を尽くしたといえるか疑問が残る。

(4) 理由の提示

ア 行政手続法第14条第1項は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対して、当該不利益処分を行う場合の理由を示さなければならないと規定している。この理由提示の意義について、一般旅券発給拒否処分における理由提示の不備が争われた最高裁判所昭和60年1月22日第3小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）は、「旅券法が右のように一般旅券発給拒否通知書に拒否の理由を付記すべきものとしているのは、（中略）拒否事由の有無についての外務大臣の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせることによつて、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきであり、このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、一般旅券発給拒否通知書に付記すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して一般旅

券の発給が拒否されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に発給拒否の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となつた事実関係をも当然知りうるような場合を別として、旅券法の要求する理由付記として十分でないといわなければならない。」と判示している。

イ 本件の場合、本件決定通知書には、課長通知第10の問12の答2に基づくことが提示されるのみである。この点について、処分庁は、処分庁回答書において「本件通知書に記載した「厚生労働省社会・援護局保護課長問答第10の12の答2」は、生活保護法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱い基準が示されていることから、本件処分が同法第26条を根拠法文として適用したことは明らかであり、適法と考える」と述べる。

しかしながら、課長通知は法令ではないこと、審査請求人において当該課長通知が法第26条に関するものであることを直ちに理解できるとは考えられないこと、処分庁が本件決定通知書に課長通知を添付した事実は確認できないことから、本件決定通知書は、最高裁判決が言う、いかなる法規を適用して処分が行われたのかをその記載自体から了知しうるものでなければならぬとの要件を満たすものとは判断できない。

ウ 保護廃止という本件処分の重大性を考慮すれば、本件処分に際してどの条項を適用して保護を廃止したのかを示すことは、処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制する観点からも不可欠である。また、法が保護を廃止することができる条項として明示する、第26条、第28条第5項及び第62条第3項のうちどの条項を適用し、あるいはこれら以外の条項を適用して本件処分を行ったのかを示すことは、審査請求人の不服申立てに便宜を与える趣旨からその必要性は大きいと言える。審査請求人は、審査請求書では本件処分の根拠条項が法第19条第1項であると認識し審査請求の理由を述べ、その後、反論書兼質問申立書において処分庁に対して法第26条を根拠条項としたのかについて釈明を求めたところ、再弁明書において処分庁から法第26条が根拠条項であることが示された。このような審理の経緯からみても、本件処分に際して処分庁が、根拠条項を意識し、その適用について十分に考慮したのか疑問が残る。

エ 以上のことから、本件処分は、行政手続法第14条第1項に定める理由提示の要件を欠くものと言わざるを得ない。

(5) 結論

以上のとおり、前記(4)について違法であり、また、前記(2)のとおり、処分庁が本件処分に際して長男の居住事実が処分庁の所管区域外にあったことについて十分な調査を尽くしていないことに少なくとも不当な点が認められるから、本件処分は取り消されるべきである。したがって、本件審

査請求は認容すべきである。

第6 付言

処分庁は、弁明書において、審査請求人が職場から〇〇にある交際相手宅に帰宅していること、交際相手宅から職場に出勤していることを複数回確認したとの事実を述べた上で、居住実態に関する行動確認調査により、審査請求人が交際相手宅に居住し生活拠点になっていると判断できるため、保護を要しなくなったものと判断し保護廃止を決定したと弁明する。しかしながら、審査庁から提出された諮問書の添付書類からは交際相手宅から職場に出勤しているという事実が確認できなかったため、本審査会から処分庁に対して回答を求めたところ、処分庁回答書によれば、処分庁から、交際相手宅から職場に出勤しているのを確認したというのは誤りであるとの回答があった。

弁明書は、原処分に関与していない審理員や行政不服審査会が審査請求に係る処分内容及び理由等の詳細を把握するためのものであり、このような弁明書の誤りは、審査請求の公正な審理の観点から問題があると言わざるを得ない。処分庁には今後こうした誤りがないよう厳に要請する。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 船戸 貴美子

委員 前田 雅子